

令和 7 年度「歩くまち・京都」総合交通戦略に係る調査業務
業務受託候補者選定に係る審査基準

1 審査項目

企画提案内容について、以下の視点から総合的に審査し、5 段階で評価する。

（１）企画提案内容

- ア 「歩くまち・京都」総合交通戦略の趣旨及びこれまでの取組を十分理解した提案であるか
- イ 実施手法について、効果的で実現可能な提案であるか
- ウ 他社と比較し、強みを活かした提案や工夫を凝らした独自性のある提案が含まれているか。

（２）スケジュール・実施体制

- ア 企画から実施におけるスケジュールが具体的で妥当なものか。
- イ 仕様書に定められた業務を的確かつ迅速に実施するために必要な体制を確保しているか。

（３）業務実績

本業務に類似又は関連する業務の実績があるか

（４）見積経費

見積価格を以下のとおり評価する。

評価				
A（配点×1）	B（配点×0.8）	C（配点×0.6）	D（配点×0.4）	E（配点×0）
最低金額以上、 （最低金額＋（上限 価格－最低金額） ×1/5）未満	（最低金額＋（上限 価格－最低金額） ×1/5）以上、 （最低金額＋（上限 価格－最低金額） ×2/5）未満	（最低金額＋（上限 価格－最低金額） ×2/5）以上、 （最低金額＋（上限 価格－最低金額） ×3/5）未満	（最低金額＋（上限 価格－最低金額） ×3/5）以上、 （最低金額＋（上限 価格－最低金額） ×4/5）未満	（最低金額＋（上限 価格－最低金額） ×4/5）以上

※ 最低金額：各提案者から提出された見積価格の最低金額とする。ただし、提出された見積価格が 1, 0 6 7 千円を下回るときは、最低金額を 1, 0 6 7 千円とする。

※ 上限価格：募集要領のとおり 1, 6 0 0 千円とする。

(5) 所在地

本店、支店等の所在地が京都市内にあるか。

2 審査方法

- (1) 最大合計400点(100点満点×4審査員)とする。
- (2) 合計点が一番高い者を業務受託候補者とする。
- (3) 同点の場合は委員長が選考する。